

大通達甲（刑）第10号
令和5年7月13日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警察本部長

性犯罪指定捜査員運用要綱の改正について（通達）

性犯罪指定捜査員の運用については、「性犯罪指定捜査員運用要綱の改正について」（令和4年4月14日付け大通達甲（刑）第4号）に基づき運用しているところであるが、刑法（明治40年法律第45号）の一部改正に伴い、別添のとおり「性犯罪指定捜査員運用要綱」を改正したので、適切かつ効果的な運用を図られたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（捜査第一課性犯罪捜査係）

別添

性犯罪指定捜査員運用要綱

1 目的

この要綱は、性犯罪指定捜査員の指定及び運用に関し必要な事項を定め、もって適切かつ効果的な性犯罪捜査を推進するとともに、性犯罪被害者の捜査過程における二次的被害の軽減等を図ることを目的とする。

2 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 性犯罪指定捜査員とは、対象事件における被害者の事情聴取等を行うため、警察本部長（以下「本部長」という。）が指定した警察官をいう。
- (2) 対象事件とは、不同意性交等、不同意わいせつ等の性的欲求に基づく身体犯その他これに準ずるものとして所属長が性犯罪指定捜査員に対応させることが適当と認める事件をいう。

3 性犯罪指定捜査員の任務

- (1) 性犯罪指定捜査員は、対象事件に関し、被害者との間において次の任務に従事するものとする。
 - ア 対象事件の発生現場における被害者の保護及び被害者への助言に関すること。
 - イ 対象事件の被害者の事情聴取及び供述調書の作成に関すること。
 - ウ 病院における被害者の付添い及び医師の治療（検査）の立会いに関すること。
 - エ 被害者の身体、被服等からの証拠物の採取及び押収に関すること。
 - オ 実況見分の実施及び実施時における被害者の付添いに関すること。
 - カ 被害者からの相談受理及び被害者等との連絡調整に関すること。
- (2) 性犯罪指定捜査員が、後記6の規定により他の所属に派遣されたときは、派遣先所属の長の指揮を受け、前記(1)の任務を行うものとする。

4 性犯罪指定捜査員の指定等

- (1) 刑事部捜査第一課長（以下「捜査第一課長」という。）は、捜査実務経験を2年以上有する警察官、性犯罪捜査専科を修了した警察官及び刑事任用科課程を修了した警察官のうちから性犯罪指定捜査員の候補者を選考し、性犯罪指定捜査員指定・解除上申書（第1号様式）により、本部長に上申するものとする。
- (2) 捜査第一課長は、前記(1)に規定する性犯罪指定捜査員の候補者の選考に当たっては、当該警察官が所属する所属の長と事前に協議するものとする。
- (3) 本部長は、前記(1)の規定による上申を受けた警察官について、性犯罪指定捜査員として適任と認めるときは、性犯罪指定捜査員に指定するものとする。この場合において、捜査第一課長は、当該性犯罪指定捜査員を性犯罪指定捜査員名簿（第2号様式。以下「名簿」という。）に登載するとともに、当該性犯罪指定捜査員が所属する所属の長に通知するものとする。
- (4) 人事異動により所属の変更があった性犯罪指定捜査員については、引き続きその指定の効力を有するものとする。

5 性犯罪指定捜査員の指定の解除

- (1) 捜査第一課長は、性犯罪指定捜査員について、その指定を解除する必要があるときは、当該性犯罪指定捜査員が所属する所属の長と協議の上、性犯罪指定捜査員指定・解除上申書により、本部長に指定の解除を上申するものとする。
- (2) 本部長は、前記(1)の規定による上申を受けた性犯罪指定捜査員について、指定の解除を行う必要があると認めるときは、その指定を解除するものとする。この場合において、捜査第一課長は、名簿を整理するとともに、当該解除された警察官が所属する所属の長に通知するものとする。

6 派遣及び派遣期間

- (1) 所属長は、性犯罪指定捜査員の派遣が必要と認めるときは、性犯罪指定捜査員派遣要請書(第3号様式)により、捜査第一課長を通じて本部長に派遣を要請するものとする。
- (2) 本部長は、前記(1)の規定による要請を受けた場合において、性犯罪指定捜査員の派遣が必要であると認めるときは、性犯罪指定捜査員の派遣を決定するものとする。この場合において、捜査第一課長は、性犯罪指定捜査員が所属する所属の長と協議の上、派遣する性犯罪指定捜査員を選任し、派遣を指示するものとする。
- (3) 性犯罪指定捜査員の派遣期間は、捜査第一課長、対象事件の捜査を担当する所属の長及び性犯罪指定捜査員が所属する所属の長が協議して決定するものとする。

7 留意事項

所属長は、性犯罪指定捜査員の運用に当たり、次の事項に留意すること。

- (1) 対象事件が発生したときは、被害者の意向を十分に考慮の上、積極的に性犯罪指定捜査員を運用すること。
- (2) 被害者保護の観点から、原則として一人の被害者に対し専従の性犯罪指定捜査員を運用すること。
- (3) 被害者が少年の場合は、少年を担当する係との連携を密にすること。

8 教養

- (1) 捜査第一課長は、次により性犯罪指定捜査員の実務能力の向上に努めるものとする。
 - ア 性犯罪指定捜査員に対する講習等の教養を計画的に実施すること。
 - イ 教養資料、捜査マニュアル等の執務資料を発行すること。
- (2) 性犯罪指定捜査員が所属する所属の長は、性犯罪指定捜査員の実務能力の向上を図るため、通常勤務を通じて性犯罪指定捜査員に対する教養を積極的に実施するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

性犯罪指定捜査員名簿(年度)

No.	所属	係	階級	氏名	指定年	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						

大分県警察本部長 殿

(所 属 長)

性犯罪指定捜査員派遣要請書

次のとおり性犯罪指定捜査員の派遣を要請します。

事案名	
事案概要	
被害者	(住所) (職業) (氏名) (生年月日)
要請理由	
要請期間	
派遣場所	
連絡担当者	
備考	